

「働き方・休み方改善ポータルサイト」開設！ あなたの会社でも働き方改革を進めてみませんか？

厚生労働省では、企業の皆様が社員の働き方・休み方の改善に向けた検討を行う際に活用できる「働き方・休み方改善ポータルサイト」を1月30日より開設いたしました。

サイトでは、専用指標によって企業診断ができる「働き方・休み方改善指標」や、「企業における取組事例」などを掲載しています。社員が自らの働き方・休み方を振り返るための診断も行えます。

<ポータルサイト> <http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

長時間労働や休暇が取れない生活が常態化すれば、社員のメンタルヘル스에影響を及ぼす可能性が高くなり、生産性が低下します。また、企業としては、離職リスクの上昇やイメージの低下など様々な問題が生じることになります。社員のために、そして企業経営の観点からも、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得が求められています。是非、このポータルサイトを活用して、職場の働き方改革を進めましょう！

★お問い合わせ先
福井労働局 労働基準部 監督課
福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎
TEL:0776-22-2652

福井商工会議所「E-mail news」登録者募集中！

福井商工会議所では、当所が実施する事業(研修会・セミナー・イベント)や経営情報(調査・統計)のほか、国の政策情報、県内産業政策情報、地域情報など企業経営に有用な情報を1本のメールにまとめて皆様に配信しています。是非、この機会にご登録ください！

「登録はとっても簡単！」 — 毎週木曜日配信 —

①メールアドレス②氏名③会社名④所属部署⑤電話番号を記入の上、会員サービス課 (pub-info@fcci.or.jp) までメールでお送り下さい。

★お問い合わせ先
福井商工会議所 会員サービス課
福井市西木田2-8-1 TEL:0776-33-8254

自動車の名義変更・抹消・住所変更の 手続きは確実に！！

自動車税は、自動車検査証の記載に基づき課税されます。

- 自動車を下取りに出したら？→「名義変更」
- 自動車を廃車したら？→「抹消登録」
手続きされていないと、すでに自動車が手元のないのに自動車税が引き続き課税されます。
- 住所が変わったら？→「変更登録」
手続きされていないと、自動車税の納税通知書が元の住所に発送されてしまいます。変更登録が間に合わない場合は、以下の問い合わせ先に連絡するか、電子申請「ふくe-ねっと」から自動車税住所変更届の提出をお願いします。

～自動車税は車検時に納めるものではありません！～
まだ納めていない方は、滞納処分の対象になります。
速やかに納税をお願いいたします。

★お問い合わせ先
福井県税事務所 TEL:0776-21-8274
嶺南振興局税務部 TEL:0770-56-2223

「不動産鑑定士による地価等に関する無料相談会」 開催のご案内

毎年4月1日の「不動産鑑定評価の日」に関連する事業として、地価公示並びに県地価調査制度の普及を図るため、地価等に関する無料相談会を開催します。当日会場へお越しの方はどなたでも相談を受けることができますので、お気軽にお越しください。

- 【日時】 平成27年4月7日(火) 10:00～15:00
- 【会場】 福井市役所 本館1階 市民ホール
- 【内容】 福井県内に存する土地・建物等の適正な価格並びに地代・家賃等に関して、不動産鑑定士が無料で相談に応じます。

★お問い合わせ先
(公社)福井県不動産鑑定士協会 事務局
福井市中央1-3-1 加藤ビル2階
TEL:0776-21-0501 FAX:0776-21-0525